

令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【我孫子市】
令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等) 運営協議会 教育委員会:教育相談センター所長、日本語指導・通訳支援担当指導主事、 我孫子市国際交流協会、市内小中学校担当者 連絡協議会 (1)教育委員会:教育相談センター所長、日本語指導・通訳支援担当指導主事、 我孫子市国際交流協会、市内小中学校担当者 (2)教育委員会:教育相談センター所長、日本語指導・通訳支援担当指導主事、 我孫子市:社会福祉課、子ども支援課、子ども相談課 千葉県教育委員会:スクールソーシャルワーカー(2名) 我孫子市国際交流協会、あびこプラス・ワン
2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること (1)運営協議会・連絡協議会 ・地域における帰国・外国人児童生徒の現状と課題の整理並びに支援体制について協議する。 ・今年度の日本語指導、通訳支援について情報共有を行う。 ・学校内外での帰国・外国人児童生徒への支援について共通理解する。 (2)学校における指導体制の構築 ・我孫子市教育委員会と我孫子市国際交流協会が連携し、「特別の教育課程」による日本語指導を実施する。 ・日本語指導者は我孫子市国際交流協会から派遣される。 ・実施にあたり、学校は保護者と話し合いを行った後、教育委員会へ申請を行う。 ・教育委員会は、該当児童生徒の行動観察を行い、日本語指導の実施を決定する。 ・その後、我孫子市国際交流協会へ日本語指導を依頼する。 ・学校は、「日本語指導計画」を作成する。 ・教育委員会は、学校職員、我孫子市国際交流協会学校派遣担当、日本語指導者、教育委員会担当での事前打ち合わせを行う。 ・日本語指導者は32回の日本語指導を行う。 (3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施 ・帰国・外国人児童生徒に個別で日本語指導を行う。 ・指導開始前に学校が「日本語指導計画」を作成し、それをもとに学校と日本語指導者、教育委員会が帰国・外国人児童生徒の実態を共通理解する。 ・学校や担任との情報共有に役立てるため、日本語指導者が指導毎に「日本語指導報告書」を作成する。 ・学校は「日本語指導のあゆみ」を作成し、該当児童生徒の日本語力や日本文化への適応状況などについて整理する。 (4)成果の普及 ・連絡協議会で成果についての情報共有を行う。 ・教育委員会のホームページで実践の概要と成果を公表する。 (10)日本語指導ができる、または児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣 ・学校に通訳支援員を配置し、帰国・外国人1人に対して週3回4か月の支援を行う。

本取組を行って得られた成果

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ・地域の関係者が連携・協力し、支援体制を確認することができた。
- ・外国人児童生徒等増加傾向の状況について共通理解することができた。
- ・各校の実践状況を共有することで、通訳や日本語指導の活用促進につながった。
- ・次年度の日本語指導について見通しをもつことができた。
- ・我孫子市国際交流協会学校派遣担当と各学校の担当者、教育委員会の担当者が顔合わせをしていることで、年間を通して日本語指導についてのやり取りがしやすくなった。

(2) 学校における指導体制の構築

- ・日本語指導が必要な児童生徒等が通訳による支援や日本語指導者による指導を受けることができた。
- ・学校の日本語指導が終わった後、我孫子市国際交流協会の土曜クラスへ学びの場を広げ、さらに日本語の学習を深める児童生徒が見られた。(我孫子市国際交流協会の日本語教室は、大人も参加できるため、外国人児童生徒の保護者も利用している。)
- ・帰国・外国人児童生徒が日本の生活に慣れ、有意義な学校生活を送るために必要な支援となった。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・帰国・外国人児童生徒の日本語力が向上し、在籍学級での生活がしやすくなった。
- ・「特別の教育課程」実施のため担任が個別の指導計画を立案し、日本語指導者と情報共有することができた。
- ・日本語指導者が作成する「日本語指導報告書」により、対象児童生徒がどのような指導を受け、どんな力が身に付いてきているのかを担当や学校管理職が知ることができた。
- ・「日本語指導のあゆみ」をもとに、日本語力や日本文化への適応状況などについて、指導終了時の実態を整理することができた。また、指導開始時に活用する「日本語指導計画」と比較して、日本語指導者や担任、学校管理職が帰国・外国人児童生徒の成長を知ることができた。

(4) 成果の普及

- ・地域の関係者で成果と課題を共有し、次年度の取り組みに活かすことができる。
- ・ホームページで公表することにより、日本語指導が必要な児童生徒への情報提供となる。

(10) 日本語指導ができる、または児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・帰国・外国人児童生徒が日本の生活に慣れ、有意義な学校生活を送るために必要な支援となった。
- ・通訳支援員が帰国・外国人児童生徒とともに過ごすことで、言語による困難さだけでなく、日本の文化や学校生活へのサポートをすることができた。

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	(人園)	13人 (6校)	1人 (1校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		13人 (6校)	1人 (1校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。
- ※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。